

令和7年6月10日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

高額療養費にかかる医療費助成制度の周知について

標記の件につきまして、国や地方自治体には、こどもや心身障害者等を対象とする各種の医療費助成制度があり、該当する方は医療費の一部または全額が公費でまかなわれております。

一方、当組合においても、一定額以上の自己負担に対して高額療養費を原則自動払い方式で支給しております。

当組合では、高額療養費と医療費助成との重複給付がないよう、医療機関や薬局から請求された診療報酬明細書（レセプト）と、市区町村等から送付されてくる一部の医療費助成制度の通知書等のチェックに努めておりますが、制度が多岐にわたるため、支給対象者すべてを漏れなく確認する事が困難となっております。

そのため、重複給付が後で判明した場合は、当組合から支給した高額療養費について返還請求をさせていただくことになります。

つきましては、適正な給付を行うためにも、別添【公費の医療費助成制度対象の方へ】についてを職員等の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

<照会先>
担当：医療給付課
TEL：043-214-8205

【公費の医療費助成制度対象の方へ】

国や地方自治体には、こどもや心身障害者等を対象とする各種の医療費助成制度があり、該当する方は医療費の一部または全額が公費でまかなわれることになります。

一方、当組合でも、一定額以上の自己負担に対して高額療養費を原則自動払い方式で支給しています。

当組合では、高額療養費と医療費助成との重複給付がないよう、医療機関や薬局から請求された診療報酬明細書（レセプト）と、市区町村等から送付されてくる一部の医療費助成制度の通知書等のチェックに努めていますが、制度が多岐にわたる為、支給対象者すべてを漏れなく確認する事が困難です。

そのため、重複給付が後で判明した場合は、当組合から支給した高額療養費について返還請求をさせていただくことになります。

適正な給付を行うためにも、下記1～3に該当する方は、状況に応じて下記のとおりの対応をお願いします。

なお、当組合からの医療費助成制度に係る照会に回答がない場合は、高額療養費の支給を停止いたしますので、あらかじめご承知おきください。

また、回答内容によっては、更に必要書類の提出をお願いすることがあったり、高額療養費の支給を停止・不支給にすることがあることを申し添えます。

1. 【こども（乳幼児）医療費助成制度の対象年齢の方】

ほとんどの自治体（都道府県や市区町村）で医療費の支払額を助成する制度が実施されていますので、自治体の助成と当組合からの重複給付を防ぐため、当該制度の対象年齢の方が含まれる高額療養費は自動給付を停止しています。

- ・所得制限により当該制度の対象外となっている方が、医療機関等で21,000円を超える医療費を負担した場合は、高額療養費に該当する可能性がありますので、下記照会先にご連絡ください。
- ・当該制度の対象者だが、以下の理由などにより、医療機関や薬局で医療費精算時に助成を受けられなかったときは、自治体（お住いの市区町村役場など）担当部署へ医療費還付の申請をしてください。なお、自治体の担当部署から千葉県医業健保へも申請するよう案内があった場合は、下記照会先宛てご連絡ください。

（受診先で医療費助成の受給券が使用できなかった理由）

- ・お住いの都道府県以外で受診したため受給券が使用できなかった
- ・医療助成の申請手続き中などで、受給券を提示できなかった など

2. 【乳幼児（こども）医療費助成制度以外（ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障害者医療費助成・指定難病医療費助成・小児慢性特定疾病医療費助成など）対象の方】

当該制度の該当者は、医療機関や薬局での医療費の精算が以下のようになっており、高額療養費の支給対象外となるものもあります。給付金の二重払いを防ぐため、高額療養費との調整が必要となりますので、当組合からの当該制度に係る照会があったときは、速やかな対応をお願いするとともに、下記Cの償還払いの該当者は、下記照会先宛てご連絡くださいますようお願いします。

なお、上記1同様、当該制度の対象者だが、医療機関や薬局で医療費精算時に助成を受けられなかったとき、自治体（お住いの市区町村役場など）担当部署へ医療費還付の申請をしてください。また、自治体の担当部署から千葉県医業健保へも申請するよう案内があった場合は、下記照会先宛てご連絡ください。

- A. 医療機関や薬局で医療費の支払いがない
- B. 医療機関や薬局での医療費の支払いが通常の負担割合ではない
（受診1回につき300円の支払いや通常3割負担のところ1割負担の支払いなど）
- C. 医療機関や薬局で医療費の支払いがあるが、後から自治体より払い戻しを受ける

3. 【人工透析を受けているが、お住まいの自治体から医療費の助成を受けていない方へ】

重度心身障害者医療費助成制度などの対象となる可能性がありますので、まずは、自治体（お住いの市区町村役場など）にご自身が助成の対象であるかをお問合せのうえ、その結果を下記照会先宛てご連絡ください。